

総行給第8号
総行派第3号
令和6年1月19日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室長
応援派遣室長
（公印省略）

災害応急作業等手当の運用について

この度の令和6年能登半島地震により被災された地方公共団体の一日も早い復旧等に向けて、各地方公共団体におかれましては、多大な御尽力をいただいているところです。

現地での業務を行うに際し、災害応急作業等手当について、国においては、人事院規則9—30（特殊勤務手当）第19条の規定により、異常な自然現象により災害が発生した現場（河川の堤防、道路又は港湾施設等）で行う巡回監視、応急作業又は災害状況等の調査等の業務を対象として支給されることとなっております。

地方公共団体の職員は、このような業務のほか、国の職員が業務を行うことが想定しにくい多くの現場業務に従事しており、例えば、避難所運営等の業務、罹災証明にかかる家屋調査についても、災害応急作業等手当の支給対象業務に該当しうることにご留意の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

連絡先 総務省自治行政局公務員部 給与能率推進室 給与第二係 電話 03-5253-5549（直通）
--